

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 寝屋川導水路

太間排水機場 主ポンプ設備改修工事（3号機）

1. 随意契約理由

太間排水機場は、寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、洪水時に河川水の強制排水を行う施設であり、水防時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

本工事は、太間排水機場の主ポンプ設備（3号機）について、長寿命化計画に基づき、分解整備などの改修工事を行うものである。この主ポンプ設備は、本機場向け特注製作の設備であり、製作会社固有の技術及び独自に開発した機材等が採用されているため、主ポンプの改修にあたっては、その機能・構造に精通していなければならない。また、製作会社以外の企業等が受注した場合、異なるノウハウにより設備が構成されることになり、正常に作動しないなどのトラブルが発生した際、責任の所在が明らかにならない恐れがある。以上の理由から、本ポンプ設備の製作会社である株式会社電業社機械製作所が確実に工事を施工できる唯一の者である。

よって、同社より見積もりを徴取することとし、その見積価格が予定価格以内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、上記理由から同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積書の徴取を省略する。